

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p>1 主旨</p> <p>介護保険事業者及び基準該当事業者（以下、「事業者」という。）は、介護保険事業所及び基準該当事業所において、事故が発生した場合は、利用者の家族と市町村に報告等を行うことが厚生労働省令 <u>及び大阪市要綱</u>（※1）で定められている。</p> <p>本取扱いは、事業者による本市への事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものである。</p> <p>2 報告すべき事故の対象</p> <p>報告すべき事故は、事業者が行う介護保険サービス <u>及び第1号事業</u>（以下、「サービス」という。）提供中の利用者、入所（入院）者（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。</p> <p>（1）サービス提供中における死亡事故及び負傷等。（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）</p> <p>（2）その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。</p> <p>ア 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。</p> <p>イ 感染症及び食中毒については区保健福祉センター保健業務担当（注：各区によって担当名異なる）へ届け出たもの。</p> <p>（7「感染症及び食中毒が発生した場合の届出等について」を参照。）</p> <p>ウ 利用者の処遇に影響がある事件等。</p> <p>職員（従業者）の法令違反・個人情報流出・医薬品の事故・行方不明 等</p> <p>エ その他報告が必要と判断されるもの。</p> | <p>1 主旨</p> <p>介護保険事業者及び基準該当事業者（以下、「事業者」という。）は、介護保険事業所及び基準該当事業所において、事故が発生した場合は、利用者の家族と市町村に報告等を行うことが厚生労働省令（※1）で定められている。</p> <p>本取扱いは、事業者による本市への事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものである。</p> <p>2 報告すべき事故の対象</p> <p>報告すべき事故は、事業者が行う介護保険サービス（以下、「サービス」という。）提供中の利用者、入所（入院）者（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。</p> <p>（1）サービス提供中における死亡事故及び負傷等。（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）</p> <p>（2）その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。</p> <p>ア 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。</p> <p>イ 感染症及び食中毒については区保健福祉センター保健業務担当（注：各区によって担当名異なる）へ届け出たもの。</p> <p>（7「感染症及び食中毒が発生した場合の届出等について」を参照。）</p> <p>ウ 利用者の処遇に影響がある事件等。</p> <p>職員（従業者）の法令違反・個人情報流出・医薬品の事故・行方不明 等</p> <p>エ その他報告が必要と判断されるもの。</p> |

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>7 感染症及び食中毒が発生した場合の届出等について<br/>(中略)</p> <p>&lt;注&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>住宅型</u>有料老人ホーム・<u>サービス付き高齢者向け住宅</u>に関しても本取扱いに準ずる。ただし、報告は福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導グループ)へ直接行う。</li> <li>・利用者の保険者が他市町村(広域連合)の場合は、その保険者の定めによるところとする。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>(※1)</p> <p>介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)、<u>介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)</u>、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する</p> | <p>7 感染症及び食中毒が発生した場合の届出等について<br/>(中略)</p> <p>&lt;注&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料老人ホーム、に関しても本取扱いに準ずる。ただし、報告は福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導グループ)へ直接行う。</li> <li>・利用者の保険者が他市町村(広域連合)の場合は、その保険者の定めによるところとする。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>(※1)</p> <p>介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)</p> |

基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）、大阪市訪問型サービス（第 1 号訪問事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）、大阪市通所型サービス（第 1 号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>(※2)</p> <p>「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局長等連名通知）」に定める介護保険事業所等</p> <p>○居宅サービス</p> <p>通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護</p> <p>○地域密着型サービス</p> <p>認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、<u>地域密着型通所介護</u></p> <p>○施設サービス</p> <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、<u>介護医療院</u></p> <p>○介護予防サービス</p> <p><del>介護予防通所介護</del>、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○地域密着型介護予防サービス</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p><u>○第1号事業</u></p> <p><u>第1号通所事業</u></p> <p>○その他</p> <p>有料老人ホーム</p> <p>介護予防を併設している事業所の場合「(介護予防)の併記で差し支えない」</p> <p>&lt;資料&gt;</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症並びに五類</p> | <p>(※2)</p> <p>「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局長等連名通知）」に定める介護保険事業所等</p> <p>○居宅サービス</p> <p>通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護</p> <p>○地域密着型サービス</p> <p>認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス</p> <p>○施設サービス</p> <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設</p> <p>○介護予防サービス</p> <p>介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○地域密着型介護予防サービス</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>○その他</p> <p>有料老人ホーム</p> <p>介護予防を併設している事業所の場合「(介護予防)の併記で差し支えない」</p> <p>&lt;資料&gt;</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症並びに五類</p> |

感染症 (平成30年1月1日現在)

一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘  
そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ  
病、ラッサ熱

二類感染症

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性  
呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S  
ARS コロナウイルスであるものに限  
る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータ  
コロナウイルス属 MER S コロナウイルスで  
あるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H  
5 N 1）、鳥インフルエンザ（H 7 N 9）

三類感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染  
症、腸チフス、パラチフス

四類感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エ  
キノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク  
出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、  
狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカ  
ウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群  
（病原体がフレボウイルス属 S F T S ウイル  
スであるものに限る）、腎症候性出血熱、西  
部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクング  
ニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳  
炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ  
（H 5 N 1 及び H 7 N 9）を除く）、ニパウ  
イルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハン  
タウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、  
ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラ  
ウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス  
症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウ  
イルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レ  
ジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅  
斑熱、重症熱性血小板減少症候群（病原体が  
フレボウイルス属 S F T S ウイルスであるも  
のに限る）

五類感染症

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型、A型

感染症

一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘  
そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病  
及びラッサ熱

二類感染症

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性  
呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S  
ARS コロナウイルスであるものに限る。）  
及び鳥インフルエンザ（H 5 N 1）

三類感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染  
症、腸チフス及びパラチフス

四類感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エ  
キノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク  
出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、  
狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症  
候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、  
炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング  
熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥イ  
ンフルエンザ（H 5 N 1）を除く。）、  
ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳  
炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス  
病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳  
炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフ  
ス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライ  
ム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー  
熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ  
症、ロッキー山紅斑熱、重症熱性血小板減少  
症候群（病原体がフレボウイルス属 S F T S  
ウイルスであるものに限る）

五類感染症

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型、A型

除く)、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群（無症状病原体保有者含む）、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る。）、梅毒（無症状病原体保有者含む）、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症、感染性胃腸炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 等

除く)、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群（無症状病原体保有者含む）、ジアルジア症、梅毒（無症状病原体保有者含む）、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風しん、麻しん、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、感染性胃腸炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 等

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p>（「大阪市介護保険事業者等事故報告書」様式1）</p> <p>（別紙）サービスの種類一覧表</p> <p>○居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護（共生型を含む）</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所介護（共生型を含む）</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所生活介護（共生型を含む）</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具販売</li> </ul> <p>○地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・複合型サービス</li> <li>・<u>地域密着型通所介護（共生型を含む）</u></li> </ul> <p>○居宅介護支援</p> <p>○施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・<u>介護医療院</u></li> </ul> | <p>（「大阪市介護保険事業者等事故報告書」様式1）</p> <p>（別紙）サービスの種類一覧表</p> <p>○居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具販売</li> </ul> <p>○地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・複合型サービス</li> </ul> <p>○居宅介護支援</p> <p>○施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> </ul> |

○介護予防サービス

・介護予防訪問介護

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導

・介護予防通所介護

- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売

○地域密着型介護予防サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

○介護予防支援

○第1号事業

・第1号通所事業

・第1号訪問事業

○その他

- ・住宅型有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅

介護予防を併設している事業所の場合「(介護予防)」の併記で差し支えない)、第1号事業を併設している事業所の場合「(第1号事業)」の併記で差支えない。

○介護予防サービス

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売

○地域密着型介護予防サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

○介護予防支援

○その他

- ・有料老人ホーム

介護予防を併設している事業所の場合「(介護予防)」の併記で差し支えない。